

ふくしま型ユニバーサルデザイン実践行動計画（素案）

【計画の策定にあたって】

1 策定の趣旨

ユニバーサルデザインは、新たな世紀を切り開き、本当の意味での豊かさを実現するために欠かすことのできない重要な考え方です。

県では、平成16年7月に見直しました「ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン」に基づき、ユニバーサルデザインを県政の基本に据え、建物や製品などのハード面だけでなく、それを支える人々の意識、こころなどのソフト面を含めたあらゆる分野にわたり、また、事業の実施などの施策に直接関わるものから、資料の作成などの日常的な業務の進め方に至るまで、ユニバーサルデザインの考え方を幅広く取り入れてきました。

また、平成17年12月の福島県新長期総合計画「うつくしま21」の重点施策体系の見直しにおいて、ユニバーサルデザインが新たな施策体系の一番目の項目に位置づけられ、「ユニバーサルデザインに彩られたともに生きる社会の形成」に向けた施策を総合的に推進しているところです。

なお、現行の推進プランは計画期間が平成18年度で満了することから、今後も「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき各種施策を着実に推進するため、平成19年度から平成22年度までを計画期間とする「ふくしま型ユニバーサルデザイン実践行動計画」を策定することになりました。

2 計画の性格

今回の計画は、本県におけるユニバーサルデザイン推進のための上位計画「推進指針」に基づいているため、別紙の施策体系図を踏襲したものとなっております。

「推進指針」で掲げている7つの分野（「ユニバーサルデザインの意識づくり」、「こころのユニバーサルデザイン」、「くらしのユニバーサルデザイン」、「まちづくりのユニバーサルデザイン」、「ものづくりのユニバーサルデザイン」、「サービスのユニバーサルデザイン」、「情報のユニバーサルデザイン」）ごとに主な具体的な取組みを記載し、施策事業について優先度等を配慮しながら進めるため、「今後4年間で特に重点的に取り組む施策」を二重丸「 」で表記することとしています。

指標についても各種施策を計画的に推進するため、各分野ごとにできる限り設定することとしています。

3 計画の期間

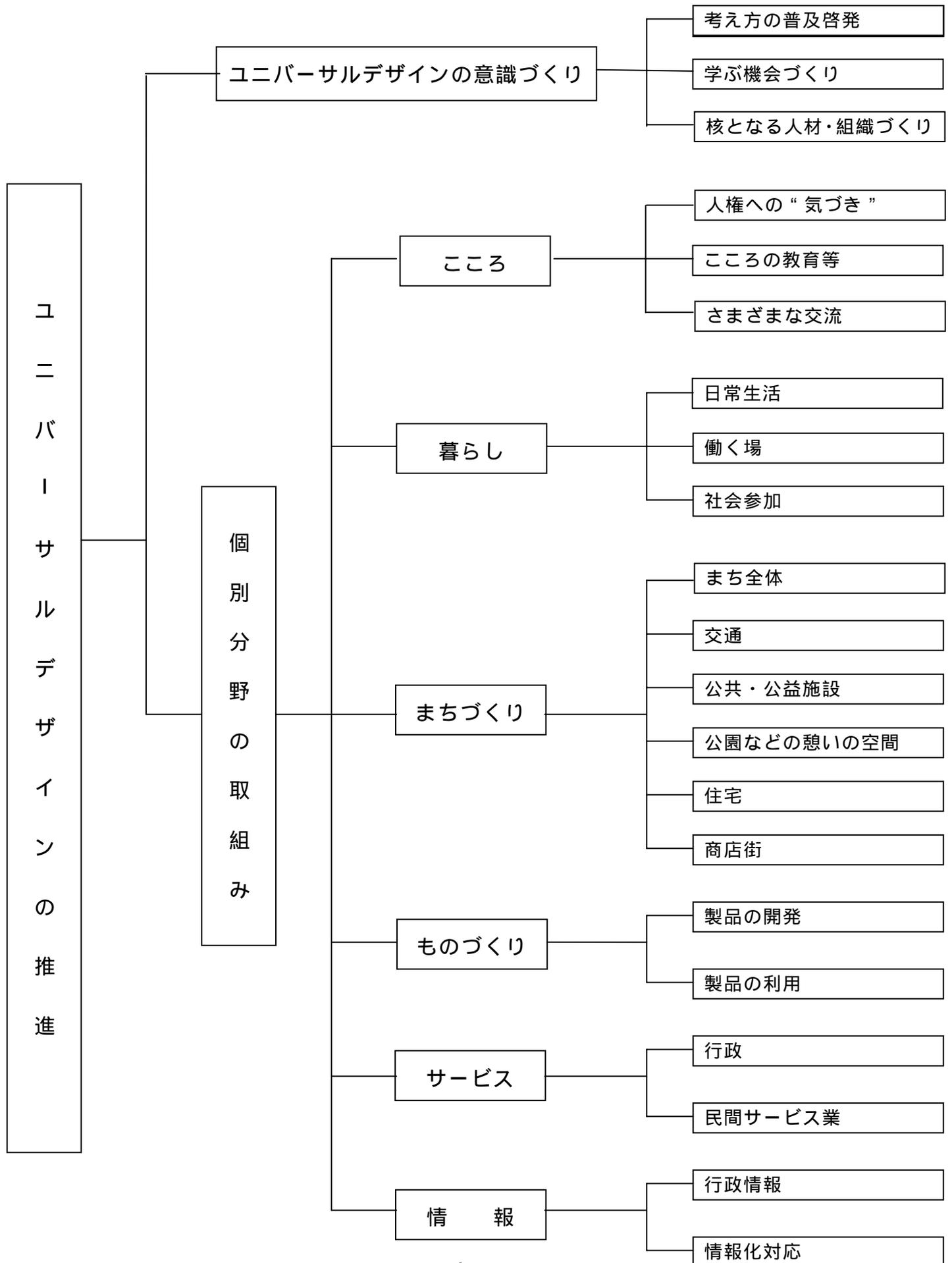
福島県新長期総合計画「うつくしま21」との整合性を図るため、平成19年度から平成22年度の4年間を計画期間としています。

社会情勢の変化やユニバーサルデザインを巡る国内外の動向等を踏まえ、目標値その他について必要な見直しを行うことにしています。

【御意見、御提案について】

施策の体系は上位計画「推進指針」に基づいているため、7つの分野ごとの「施策そのもの」と「指標そのもの」について、県民の皆さんの御意見を募集いたします。

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針施策体系図



ふくしま型ユニバーサルデザイン実践行動計画(素案)

…「今後4年間で特に重点的に取り組む施策」

1 ユニバーサルデザインの意識づくり

(1) 考え方の普及啓発

ア 各種広報(ユニバーサルデザインや人権についての理念(総論)の普及施策)

マスメディアを活用しパブリシティ活動をするほか、広報誌、ホームページ、メールマガジン等での広報や啓発活動に取り組みます。

イベント、名札のマニュアル等の活用を促すとともに、必要に応じて内容を更新します。

研修会、講演会、フォーラム、出前講座等を実施します。

アイデアコンクールや全国規模のイベントを支援します。

ユニバーサルデザイン製品・啓発パネルの展示や体験コーナーの充実を図ります。

県主催のイベント等でユニバーサルデザインの考え方を導入・実践します。

イ 取組支援(NPOや事業者等他の主体が行う理念普及の取組みへの支援)

各種の情報提供を行うとともに、ユニバーサルデザイン製品・啓発パネル等を貸出します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
1	ユニバーサルデザインに関する県民の認知度	40.9%	70%
2	人権男女共生グループのUDのホームページへのアクセス数	25,645件	モニタリング指標

1 ユニバーサルデザインの意識づくり

(2) 学ぶ機会づくり

ア 学校教育(ユニバーサルデザインや人権の考え方の習得及びそれに係る様々な手段)

ユニバーサルデザイン等に関する学習プログラムの研究や副読本等の教材の作成を実施します。

「総合的な学習の時間」等において、ユニバーサルデザイン、男女平等教育、環境教育、消費者教育、人権、点字、手話等の考え方を学ぶ機会づくりやそのための環境整備を推進します。

教職員を対象としたユニバーサルデザイン等の考え方等を学ぶ機会づくりを提供します。

パソコン等の情報機器を用いた体験学習等を通じて、メディアリテラシーの養成に努めます。

自分らしい生き方を選択できるようリーガルリテラシーの理念等の啓発に努めます。

不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取組みを推進します。

イ 生涯学習・社会教育活動(一般社会でのユニバーサルデザインや人権の考え方の習得及びそれに係る様々な手段)

ユニバーサルデザイン、人権、リーガルリテラシー等を学ぶ機会づくりやそれらを推進する人材を養成します。

家庭の教育力を高めるための両親学級や思春期の子を持つ親への講座を開設します。

ユニバーサルデザイン等の考え方を参加、体験しながら学習できるプログラム開発を検討します。

メディアの単なる受け手とならないよう、メディアリテラシーの養成に努めます。

あらゆる場面において男女が対等に活躍でき、差別的な取り扱いを受けないことがないよう、リーガルリテラシーを高める機会を提供します。

地域での男女共同参画を促進するための人材の育成に努めます。

高齢者が積極的に活動できる機会づくりやそのための環境を整備します。

出前講座等による多文化共生意識を育むための学習機会の提供を促進します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
3	ユニバーサルデザインに関する県政講座の実施回数	1回	10回

1 ユニバーサルデザインの意識づくり

(3) 核となる人材・組織づくり

ア 人材づくり(地域で活動している者や公務員等、推進活動の中核になりうる人材の養成)

大学等でのユニバーサルデザイン等に関する公開講座の開設への取組みを支援します。

職員を対象としたユニバーサルデザイン等の研修会を実施します。

地域で中核となって活躍する人材を養成するとともに、その活動を支援します。

ユニバーサルデザイン推進リーダー向けの研修を行うとともに、職員への指導・助言の充実に図ります。

民間企業等における人権教育、啓発を推進する担当者の育成を支援するための研修会を開催します。

様々な分野で活躍できる女性の人材育成を推進します。

イ 組織づくり(NPO等他の主体が行う推進活動への支援や普及・推進の母体となる組織づくりの推進)

ユニバーサルデザインを推進するNPO等の育成に努めるとともに、団体間の交流を図ります。

大学等へユニバーサルデザインに関する調査研究委託を検討します。

ユニバーサルデザインについて、情報収集、調査研究、普及啓発などを行うセンター機能の設立を支援します。

ユニバーサルデザインに取り組む市町村を支援します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
4	ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー数	個人168人 団体14団体	個人300人 団体100団体
5	ユニバーサルデザインに取り組むNPO数(ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナーであるNPO数)	6団体	11団体

2 こころのユニバーサルデザイン

(1) 人権への気づき

ア いのちの大切さに気づく機会づくり(動物、植物も含めたあらゆるいのち、あらゆる存在に着目し、自分自身が大切であると同様、他の者(物)も大切であると気づくこころを養うための機会づくり)

ふくしま子ども憲章を普及啓発し、こどもたちの人間性・社会性を育み豊かな心の育成を図ります。

思春期にある若者に対する望まない妊娠の防止や父性・母性の涵養等、性やいのちに対する意識を醸成します。

また、保護者に対し意識啓発を図り、家庭教育資料の作成や学習の機会を提供します。

県の性教育の指針「性を学んでいのち生きいき」に基づき、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。

あらゆるいのちを育む環境について、体験を通じて学習できるような機会づくりの充実に努めます。

介護を必要とする高齢者が尊厳を持って暮らしていけるための啓発活動を推進します。

生きることの大切さを十分認識できるようないのち尊重教育の充実に努めます。

あらゆる暴力から女性や子どもを守るための暴力防止に関する理解の促進や意識改革のための啓発活動を推進します。

不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取組みを推進します。

(1 - (2) - アの再掲)

子どもがいのちを大切にできる心、他人の痛みを想像できる心を育むため、体験活動等の環境づくりを推進します。

少年の健全育成対策を推進します。

県民が参加し、地域の人権課題について自ら考える機会を提供します。

イ 差別・偏見の解消(あらゆる差別・偏見を解消するための施策の推進)

ホテルや賃貸住宅の経営者などを含めた各種サービスを提供する者を対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。

犯罪被害者やその家族が犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごすことができるように、教育活動及び広報・啓発活動を通じて県民の理解の促進と協力の確保を図ります。

NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。

人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者マークが表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。

人の多様性を認め、一人ひとりが尊重される社会を実現するため、何気なく使用されている行政用語のうち、障がい者に対する差別・偏見を助長するおそれのあるものについては見直しを行います。

障がい者基本法の改正や障がい者差別禁止法の立法化などの国の動向を見極めながら、障がい者差別を禁止するための方策を検討します。

ともに学ぶ教育の推進等による障がい者への差別や偏見の解消に努めます。

患者・感染者や心の病を持つ方等に対する差別や偏見が起きないための正しい知識の普及・啓発に努めます。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
6	多文化共生出前講座の実施回数	40回	40回
7	人権教育研究指定校数	7校	13校

2 こころのユニバーサルデザイン

(2) こころの教育等

ア ともに学ぶ教育(ユニバーサルデザインや人権を問わず、学校においてともに学べるよう行われる様々な配慮や環境整備)

小・中・高校の教員に対する特別支援教育に関する研修の充実に努めます。

ともに学ぶ教育環境の整備のため、盲・聾・養護学校の教員免許状の取得を推進するとともに、盲・聾・養護学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実に努めます。

地域の学校において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設の整備を推進します。

外国籍住民の児童、帰国児童等に対する特別授業の充実や教育補助者・相談員の拡充に努めます。

日常的、応急的に医療的ケアを必要としている盲・聾・養護学校児童生徒のために、看護師を配置し、医療機器を整え、学校生活の質的充実の向上に努めます。

イ ともに学ぶ生涯学習・社会教育活動(ユニバーサルデザインや人権を問わず、地域においてともに学べるよう行われる様々な配慮や環境整備)

すべての人がともに学ぶ生涯学習の充実のため、県民カレッジを推進します。

ユニバーサルデザイン、人権、リーガルリテラシー等を学ぶ機会づくりやそれらを推進する人材を養成します。(1 - (2) - イの再掲)

家庭の教育力を高めるための両親学級や思春期の子を持つ親への講座を開設します。(1 - (2) - イの再掲)

ユニバーサルデザイン等の考え方を参加、体験しながら学習できるプログラム開発を検討します。(1 - (2) - イの再掲)

メディアの単なる受け手とならないよう、メディアリテラシーの養成に努めます。

(1 - (2) - イの再掲)

あらゆる場面において男女が対等に活躍でき、差別的な取り扱いを受けることがないよう、リーガルリテラシーを高める機会を提供します。

(1 - (2) - イの再掲)

地域での男女共同参画を促進するための人材の育成に努めます。

(1 - (2) - イの再掲)

高齢者が積極的に活動できる機会づくりやそのための環境を整備します。

(1 - (2) - イの再掲)

出前講座等による多文化共生意識を育むための学習機会の提供を促進します。

(1 - (2) - イの再掲)

ウ 結い(助け合い)の精神の醸成(相手を思いやることを育む様々な施策や機会づくり)

自動車・自転車の適切な駐車・駐輪等、思いやりのある交通マナーの実践や交通安全意識の向上に努めます。

高齢者・障がい者疑似体験活動を通じて、相手を思いやることを育みます。

不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取組みを推進します。

(1 - (2) - アの再掲)

子どもがいのちを大切に作る心、他人の痛みを想像できる心を育むため、体験活動等の環境づくりを推進します。(2 - (1) - ア再掲)

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
8	県民カレッジ受講者数	23,050人	60,000人

2 こころのユニバーサルデザイン

(3) さまざまな交流

ア 世代・地域・国籍・障害などを超えた交流(様々な違いを認め合うところの交流)

青少年の健全育成のため、世代や国籍などの違いを超えた交流を推進します。

老人福祉施設と児童福祉施設の併設や、学校施設の余裕教室等を活用した地域における高齢者と子どものふれあい交流を推進します。

保育所、幼稚園、小・中・高校、盲・聾・養護学校、福祉施設間の相互交流や地域住民等との交流を推進します。

グリーン・ツーリズム活動による都市住民と農山漁村住民の交流を促進します。

出前講座の実施や国際交流員の招致等による多文化共生意識の醸成、様々な国の人との交流を推進します。

ユーザーエキスパートの考えに基づき、事業者(作り手)と利用者(使い手)等の交流を推進します。

様々な海外研修の参加者と現地の住民との交流を促進します。

海外の女性との情報交換等、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。

森林を社会全体で支える意識を醸成し、県民参加による森林づくり運動を推進します。

関係団体等が実施するツーリズムガイド等の資質向上に向けた取組みを支援するとともに、ワンストップでのサービス提供を図り、体験・交流型観光を推進します。

ふくしま定住・二地域居住拡大プロジェクトの取組みにより、団塊の世代等の本県への定住・二地域居住の促進に努めます。

イ 交流促進の環境づくり(様々な交流を促すために必要な場の設定、制度創設及び人づくり等)

スポーツや祭り等を通じた、すべての人の交流を推進します。

すべての人の交流の拠点としての、公民館、学校等の公共施設の積極的な開放と開閉時間の弾力的な運用に努めます。

すべての人の交流を促進するため、ボランティア・コーディネーターの養成や託児サービス等により、ボランティア活動への参加気運の醸成と機会づくりに努めます。

高齢者が積極的に活動できる機会づくりやそのための環境整備を推進します。

(1 - (2) - イ再掲)

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
9	地球体験キャラバン実施回数	4回	6回
10	グリーン・ツーリズムの交流人口	176千人	248千人
11	もりの案内人認定者数	285人	425人
12	森林整備ボランティア参加者数	17,544人	33,000人

3 くらしのユニバーサルデザイン

(1) 日常生活

ア 安全・安心の確保(人のいのちに関わる基本的、根本的な安全・安心を確保する施策及び生活の質の向上につながる改善や促進策)

DV、児童・高齢者、障がい者、ホームレス等への暴力や虐待の発生予防、早期発見、アフターケアのほか、ひきこもり等への対策を図ります。

不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取組みを推進します。

(1 - (2) - アの再掲)

障がい者の地域生活への移行を促進するために、ホームヘルプサービスやデイサービス、短期入所事業等の在宅サービスを障がい者福祉圏域ごとに量的・質的に充実し、活用を促進します。

患者・感染者や心の病を持つ方等に対する差別や偏見が起きないための正しい知識の普及・啓発に努めます。

インフォームドコンセントの徹底等、患者サービスの向上に向けた病院等での取組みを推進します。

患者の尊厳に配慮した終末期医療の普及・充実及び関係機関による支援サービスのネットワーク化を促進します。

食品の適正な表示に関する知識の普及啓発を推進します。

医薬品等のわかりやすく、適正な表示に関する取組み推進します。

認知症や精神障がい等により、日常生活に支障がある方が地域で自立し安心して生活できるよう、福祉サービスの適正な援助等の支援を行います。

災害時における地域の防災力向上のため、災害ボランティア、自主防災組織等、共助による防災活動を推進します。

戸建住宅、共同住宅、道路・公園等の防犯性能の向上に配慮した防犯環境設計による安全・安心まちづくりを促進します。

介護保険施設等における身体拘束の廃止の取組みや家庭的な生活のリズムを尊重した少人数単位の介護(ユニットケア)を推進します。

女性医師が対応する女性専門外来の普及に努めます。

地域において安心して暮らせるセーフティネットづくりのための各種施策を推進します。

子どもの健全育成に有害な社会環境を改善します。

外国籍住民が安心して生活をおくるための環境の整備及び情報を提供します。

農産物の生産者と消費者の「顔の見える関係」を構築するため、トレーサビリティシステムの導入を促進します。

イ 未来の世代の安全・安心の確保(現在の世代の安全・安心のみならず、未来の世代の安全・安心を確保する策)

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群をはじめ、県内の良好な水環境保全を図るため、各種施策を推進します。

県民の財産である野生動植物を保護し、将来の世代に引き継いでいくための各種施策を推進します。

未来の世代への文化の伝承を推進します。

高齢者の豊富な経験や知識を生かし、子世代の育児不安の軽減や孫世代の豊かな情操形成を推進します。

子育て支援を進める県民運動を展開しながら、安心して子供を産み育てることができる社会づくりに取り組みます。

体験を伴った環境学習の機会の充実と環境教育を指導できる指導者を養成します。

ウ 相談・救済・情報提供の充実(アの安全・安心の確保策に並行して、現に安全・安心を脅かす恐れのある事象に対する様々な相談や救済)

犯罪被害者やその家族が、再び平穏な生活を営むことができるように、各種支援

策を推進します。

障がい者自らの体験に基づく他の障がい者への相談支援(ピアカウンセリング)の充実を図るとともに、障がい者自らが運営する自立生活センター等の団体の活動を支援します。

だれもが安心して相談できる警察の総合相談窓口を充実します。

女性のための相談支援センターの機能を充実するとともに、DV等の関係機関の連携を強化します。

保健・医療・福祉・教育等の関係機関といのちの電話をはじめとする民間団体やNPO等との連携による人権に配慮した相談支援救済ネットワークの整備を促進します。

日常生活に欠かせない情報はもとより、保健、医療、福祉、防災等の情報の複数の外国語表記を実施します。

高齢者、外国籍住民、女性等への賃貸住宅に関する情報をはじめ、日常生活に関わる当事者のニーズを踏まえた様々な情報の提供を促進します。

障がい者が適切な福祉サービスを選択できるよう、ホームページや点字・録音図書などによる情報の提供を行います。また、ホームページについては視覚障がい者が利用しやすいよう、音声対応化を促進します。

虐待を受けた子どもに対する適切なケアを推進します。

少年の健全育成対策を推進します。(2-(1)-ア再掲)

障がい者の権利擁護のための相談体制を充実します。

高齢者虐待防止を含めた高齢者の権利擁護のための相談体制を整備します。

自殺予防のための心の健康の対策を推進します。

消費生活に関する苦情や相談を受け、その解決のための助言やあっせんを通じて被害の救済とその未然防止を図ります。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
13	配偶者暴力相談支援センター相談受付件数	1,086件	モニタリング指標
14	配偶者暴力相談支援センター設置数	8カ所	13カ所
15	児童相談所相談受付件数	4,910件	モニタリング指標
16	市町村の虐待防止ネットワーク設置率	26.2%	100%
17	グループホーム(知的・精神)、福祉ホーム(精神)の入居者数	662人	1,186人
18	トレーサビリティが確保されている生産割合	42.4%	75%
19	うつくしまエコリーダー認定者数	1,470人	1,800人
20	地域子育て支援センター設置数	52カ所	100カ所

3 くらしのユニバーサルデザイン

(2) 働く場

ア 普及啓発(事業主を対象に意識づくりを推進)

ライフステージやライフスタイルに応じた多様な働き方の実現に向けて導入事例の紹介等の普及啓発を行います。

男女が仕事と家庭を両立できる環境づくりのための普及啓発を推進します。

イ 研究開発(社会情勢の変化を踏まえた労働条件の在り方の研究)

少子高齢化の進展や人々のライフスタイル・就業意識の変化等を踏まえた多様な働き方について研究します。

育児のための短時間勤務制度の導入や、修学等のための休業制度の導入について検討します。

ウ 基準などの作成・見直し(事業主の意識改革を促進させる施策の推進)

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた労働条件の事例集を作成します。

県の物品購入等の契約の指名において社会貢献度(障がい者雇用及び次世代育成支援の状況等)を考慮します。

県の工事等請負有資格者名簿への登録において県内業者の社会貢献度(障がい者雇用及び次世代育成支援の状況等)を評価します。

エ 就業機会の確保(働く意欲のあるすべての人の就業機会確保)

働く意欲のあるすべての人を支援するための就業に関する情報提供、相談等を行います。

身体障がい者を対象とした職員の採用についての広報活動を引き続き実施します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
21	就業している障がい者数	5,498人	6,300人
22	高年齢者雇用率	13%	15%
23	「仕事と生活の調和」推進企業の認証数	30社	240社

3 くらしのユニバーサルデザイン

(3) 社会参加

ア 社会参加を妨げる社会制度・慣習等の見直しと環境整備(様々な人の参加を阻んでいる現行の制度や慣習等の見直しと環境整備)

より多くの方が公務員・教員等の採用試験を受けられるよう、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する職域の開拓や試験の実施方法の在り方等を検討します。

なお、試験の実施方法については、引き続き、受験者の申し出により可能な範囲において個別・具体的な対応をしていくこととします。

審議会や県主催の講演会等での、外国語通訳、手話通訳、パソコン要約筆記や託児室の設置等、障がい者、外国人や育児中の方が参加・傍聴しやすい環境づくりを推進します。

県や県議会のホームページに音声読み上げソフトを導入するとともに、県広報紙を点字化し県議会新聞広報を音声テープ化するなど、視覚障がい者や高齢者が行政、議会情報に接しやすい環境づくりを推進します。

県民の参加を得て実施する県のすべての事業について、障がいのある人もない人も参加を可能とするための検討を行います。

日本語教室を実施し、外国人の社会参加のための環境を整備します。

育児中の方が社会参加しやすい環境づくりを推進するための育児における男女共同参画の推進や地域での子育てに対する理解促進のための普及啓発を実施します。

各種施設の利用制限や障がい者の社会参加を制約することとなる各種の制限の解消を促進します。

家庭、地域、職場等における、男女に不平等なしきたりや役割の固定化、婚姻に伴う様々な慣習等の見直しを促進します。

公文書等における不必要な性別記載欄の撤廃を推進します。

配偶者からの暴力等により相談センター等に緊急避難している人を対象に、保険者証の個人配布化の検討を関係機関へ働きかけます。

イ 様々な人の意思決定過程への参画(意思表明できる機会と場の拡充及び意思決定過程への参画の推進)

市町村への、男女共同参画に関する条例・計画策定への支援を実施します。

審議会等の委員への、女性や障がい者や外国人の登用を推進します。

女性のエンパワメント(力をつけること)を推進します。

女性県職員の職域拡大や管理職への登用など、積極的改善措置を実施します。

女性の職域拡大や管理職への登用など、積極的に改善に向けた取組みを推進します。

パブリックコメントの実施により、すべての人が県施策へ参加する機会を推進します。

家族経営協定の文書締結を推進します。

NO	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
24	県の審議会等における女性委員の割合	33.1%(総数) 36.2%(職指定 除く)(18年度)	33.3%(総数) 40.0%(職指定 除く)
25	男女共同参画等に関する副読本の活用等(公立高)	85.9%	100%
26	家族経営協定締結数	749戸	1,200戸

…「今後4年間で特に重点的に取り組む施策」

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

(1) まち全体

ア 普及啓発

まちづくりの関係者を対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。

イ 研究開発

人と車の共生の在り方について研究します。

歩いて暮らせるまちづくり社会実験を実施し、その成果等を踏まえながら、新しいまちづくりビジョンを策定します。

ウ 施設などの整備

標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべての人にわかりやすい案内表示を推進します。(4 - (1) - ウの再掲)

歩道を安全で快適なネットワークとするための整備を推進します。

まちの快適性を向上させるため、ベンチ、木陰などの休憩スペースやすべての人が快適に使える「みんなのトイレ」などの整備を促進します。

だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、信号機の改良、道路標識等の設置場所の工夫などを推進します。

エ 県民参加

計画の企画立案・実施後や施設整備の計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で県民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくりに努めます。

施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考慮します。

NPOなどによる施設などのユニバーサルデザインチェックの取組みを支援します。

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定を促進します。

NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(2 - (1) - イの再掲)

人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者マークが表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。(2 - (1) - イの再掲)

戸建住宅、共同住宅、道路・公園等の防犯性能の向上に配慮した防犯環境設計による安全・安心まちづくりを推進します。(3 - (1) - アの再掲)

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
27	みんなに見やすい信号機(LED式)の設置率	9%	15%
28	優良景観形成住民協定認定数	11件	16件

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

(2) 交通

ア 普及啓発

交通事業者などを対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。

イ 研究開発

バス、電車、タクシーなどの公共交通機関の総合的な整備の在り方について研究
します。

ウ 施設などの整備

標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指
針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべ
ての人にわかりやすい案内表示を推進します。(4 - (1) - ウの再掲)

だれもが円滑に移動できるまちづくりのため、駅におけるエレベーターの設置の促
進やノンステップ型の低床・低公害バスの導入などへの支援に努めます。

だれもが利用しやすい公共交通機関による移動円滑化の促進に向けた市町村の
取組みを支援します。

エ 県民参加

県民、交通事業者、行政などからなる協議会の設置や活性化の推進など、各段
階ごとに、できるだけ多様な手段で、住民のニーズの把握や意見交換を適切に行う
仕組みづくりに努めます。

施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考
慮します。(4 - (1) - エの再掲)

NPOなどによる駅などのユニバーサルデザインチェックの取組みを支援します。

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(4 - (1) - オの再掲)

NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(2 - (1) - イの再掲)

人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者マークが表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。(2 - (1) - イの再掲)

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
29	乗合バス会社における低床バスの導入率	6%	20%
30	エレベーター・エスカレーター設置済の主要駅数	3駅	7駅

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

(3) 公共・公益施設

ア 普及啓発

公共・公益施設を設置する人、設計する人、施工する人、管理運営する人などを対象としたユニバーサルデザイン研修会を実施します。

配慮が行き届いた公共・公益施設などの表彰制度を検討します。

イ 基準などの作成・見直し

ユニバーサルデザインの観点も考慮した「人にやさしいまちづくり条例」などの見直しを検討します。

ユニバーサルデザインの観点も考慮した「建築基準法施行条例」の見直しを検討します。

「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」などの見直し・改善を行います。

ウ 施設などの整備

標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべての人にわかりやすい案内表示を推進します。(4 - (1) - ウの再掲)

公共・公益施設の利便向上のため、段差の改善・解消、「みんなのトイレ」の設置、電線類の地中化などの施設整備を推進します。

施設の新設に当たって、交通の便や他の公共・公益施設との近接性なども考慮します。

県庁舎、合同庁舎、職員公舎をユニバーサルデザインの視点に基づいた点検を行い、必要な改善等を実施します。

補助・融資や「やさしさマーク」の交付等による民間公益的施設の改善等を促進します。

建築物の整備にあたり、環境負荷低減のための対策を推進します。

エ 県民参加

計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で、県民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくりに努めます。

施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考慮します。(4 - (1) - エの再掲)

NPOなどによる施設のユニバーサルデザインチェックの取組みを支援します。

(4 - (1) - エの再掲)

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(4 - (1) - オの再掲)

NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(2 - (1) - オの再掲)

人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者マークが表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。(2 - (1) - オの再掲)

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
31	やさしさマークを取得した県有既存建築物数	42棟	66棟
32	人にやさしいまちづくり条例に基づき整備された公益的施設数	4,074件	6,000件
33	電線共同溝の整備延長	69.6km	100km
34	すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長(累計)	395.7km (速報値)	680km

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

(4) 公園などの憩いの空間

ア 普及啓発

憩いの空間を設置する人、設計する人、施工する人、管理運営する人などを対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。

イ 施設などの整備

標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべての人にわかりやすい案内表示を推進します。(4 - (1) - ウの再掲)

公園、森林、河川、海岸などの利便向上のため、段差の改善・解消、「みんなのトイレ」、利用しやすい遊具、アクセス可能な遊歩道の設置などの施設整備を推進します。

ウ 観光地

観光地等県全域の観光マップを作成します。

外国語での対応が可能な観光案内所の設置を支援します。

観光地での、NPOなどによるユニバーサルデザインチェックの取組みを促進します。

認定ツーリズムガイドの育成を推進します。

観光地における快適なトイレ整備について支援します。

エ 県民参加

計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で、県民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくりに努めます。

施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考

慮します。(4 - (1) - エの再掲)

地域住民による公園などの主体的できめ細かな整備・管理を推進します。

NPOなどによる公園などのユニバーサルデザインチェックの取組みを支援します。

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(4 - (1) - オの再掲)

NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(2 - (1) - イの再掲)

人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者マークが表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。(2 - (1) - イの再掲)

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
35	認定ツーリズムガイド数	58人	100人
36	外国語で対応できる案内所数	5カ所	12カ所

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

(5) 住宅

ア 普及啓発

建築士、設計・施工・管理を行う地元の工務店、介護支援専門員などを対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。

あらゆる手段を活用した、県民(建築主)に対するユニバーサルデザインの考え方やユニバーサルデザイン住宅などの紹介を促進します。

イ 基準などの作成・見直し

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた住まいづくりのガイドラインの策定などを検討します。

ウ 公営住宅に対する取組み

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた県営住宅の整備を推進します。

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた市町村営住宅の整備を促進します。

公営住宅と福祉施設の連携などにより、すべての人に利用しやすい公営住宅の整備を進めます。

エ 民間住宅に対する取組み

保健・医療・福祉関係者や建築技術者が連携して住宅の改修などを支援する仕組みづくりに努めます。

民間住宅のユニバーサルデザイン化促進のための誘導策などを実施します。

高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅を登録し、高齢者等への情報提供を行います。

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(4 - (1) - オの再掲)

緊急一時避難先として、配偶者からの暴力等により住居に困窮する者に対して、
公営住宅への優先入居を実施します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
37	介護保険等を利用した住宅改造件数	28,468件 (速報値)	52,000件
38	県営住宅のバリアフリー整備住宅戸数	25.6%	32%
39	高齢者円滑入居賃貸住宅情報登録件数	205棟 1,847戸	モニタリング指標

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

(6) 商店街

ア 普及啓発

商店街の店主などを対象とした研修会を実施します。

イ 研究開発

人と車の共生の在り方について研究します。(4 - (1) - イの再掲)

歩いて暮らせるまちづくり社会実験を実施し、その成果等を踏まえながら、新しいまちづくりビジョンを策定します。(4 - (1) - イの再掲)

障がい者や多様な世代の都心居住の推進と連携した商店街づくりの在り方を研究します。

ウ 基準などの作成・見直し

ユニバーサルデザインの考え方を生かした商店街づくりのガイドラインの作成に
対して支援します。

エ 施設などの整備

標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指
針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべ
ての人にわかりやすい案内表示を推進します。(4 - (1) - ウの再掲)

商店街を訪れるすべての人の利便向上のため、駐車場・駐輪場の整備、バリア
の解消、「みんなのトイレ」や託児施設の設置などの施設整備を促進します。

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(4 - (1) - オの再掲)

NPOなどによる商店街のユニバーサルデザインチェックの取組みを支援します。

NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(2 - (1) - イの再掲)

人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者マークが表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。(2 - (1) - イの再掲)

商店街の店舗のトイレのすべての人への開放を促進します。

提供できるサービスや駐車場、使いやすいトイレの位置などの情報が一目でわかるマップの作成を促進します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
40	来街者数	37,849人 (15年度)	60,000人

5 ものづくりのユニバーサルデザイン

(1) 製品の開発

ア 普及啓発

事業者、デザイナーなどを対象とした研修会を実施します。

あらゆる手段を活用して、県民(利用者)に対してユニバーサルデザインの考え方や製品などを紹介します。

イ 情報提供

Web サイト上で製品に対する利用者の声などの情報を事業者へ提供します。

利用者、事業者、研究者、行政などとの情報交換等を推進します。

ウ 研究開発

消費者視点のものづくりを進めるため、製品の改良等を支援します。

事業者によるユニバーサルデザイン製品開発へ支援します。

県ハイテクプラザなどでの、ユニバーサルデザイン製品の研究、事業者への技術指導を実施します。

エ 基準などの策定・見直し

「うつくしまものづくり大賞」を創設し、ユニバーサルデザインの考え方も含めたうつくしいものづくりの理念に基づく製品開発を促進します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
41	事業者が行う優れたユニバーサルデザイン製品開発の支援件数	6件	21件

5 ものづくりのユニバーサルデザイン

(2) 製品の利用

ア 普及啓発

あらゆる手段を活用して、県民(利用者)に対してユニバーサルデザインの考え方や製品などを紹介します。

イ 取組支援

ユニバーサルデザイン製品の調達に関する取組方針を策定するとともに、同方針に基づいた県自らによるユニバーサルデザイン製品の積極的な調達に努めます。

「ふくしまユニバーサルデザインフェア」などにおけるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた県内製造業者等の製品展示の取組みを支援します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
42	ふくしまユニバーサルデザインフェア来場者数	8,200人	10,000人

6 サービスのユニバーサルデザイン

(1) 行政

ア 普及啓発

職員に対して、窓口サービスを改善するための接遇マニュアルの周知徹底に努めます。

イ 研究開発

ワンストップサービスの導入に向けた具体的な方策を研究します。

電子投票の導入に向けた具体的な方策を研究します。

ウ 基準などの作成・見直し

行政文書の改善(わかりやすい表現、見やすい文字など)に関するガイドラインを作成します。

記載事項の簡素化や押印の廃止の他、行政手続きに要する処理期間をさらに短縮するなど、行政手続きのユニバーサルデザイン化を推進します。

エ 県民参加

施策の決定過程におけるパブリックコメントを積極的に実施します。

県民の幅広い意見等を県政に効果的に反映させるため、県政世論調査や県民提案制度を実施します。

オ その他

FAXなどによる公文書の開示請求の受け付けを引き続き実施します。

外国人に対する県民アンケートを実施するなど、外国人のニーズに対応した行政サービスの提供に努めます。

県政講座を県民が利用しやすいものにするため、そのメニューの拡充等を実施します。

コラッセふくしま2階に開設している「経営支援プラザ」では、中小企業が直面する課題の解決やユニバーサルデザインの導入を支援します。

電子調達システム(電子入札、電子納品)を導入し、入札手続きの利便性と調達過程の透明性を高めます。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
43	接遇等職員研修指導者の養成講座修了者数	163人	300人

…「今後4年間で特に重点的に取り組む施策」

6 サービスのユニバーサルデザイン

(2) 民間サービス業

ア 普及啓発

商店、ホテルなど、サービス関連事業者を対象とした研修会を支援・実施します。

イ サービスの向上

「人にやさしい観光地づくりガイドライン」(平成12年(2000年)福島県)の周知徹底などによる接客サービスの向上に努めます。

外食をするすべての人が安心して楽しめるよう、メニューへの栄養成分や食材情報などの表示をレストランなどへ働きかけます。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
44	栄養成分表示をしている店舗数	123店	450店
45	民間サービス提供者を対象した研修会の実施回数	10回	10回

7 情報のユニバーサルデザイン

(1) 行政情報

ア 複数の手段・知覚による提供

マスメディア、広報誌、ホームページ、メールマガジンなど複数の手段による広報を推進します。

行政や議会などの情報について、複数の手段(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、印刷物)により広報します。また、テレビ広報においては、手話通訳やテロップ、資料映像等を用いることにより、多くの人にわかりやすく親しみやすい番組を放送します。

文字(外国語含む)、点字、音声などの複数の知覚に訴える広報を推進します。

インターネット広報での、閲覧者が利用する多様なブラウザに対応可能なホームページの作成、外国語によるホームページの充実に努めます。

イ わかりやすく提供

県のすべてのホームページを「福島県ホームページの作成に関する手引き」に則ったものへ改訂します。

「福島県ホームページの作成に関する手引き」の内容の充実、ホームページでの公開などによる内容の周知に努めます。

行政文書の改善(わかりやすい表現、見やすい文字など)に関するガイドラインを作成します。(6 - (1) - ウの再掲)

ウ 生活情報・災害情報などの迅速・的確な提供

災害情報などを迅速・的確にすべての人にわかりやすい形で提供します。

初期救急医療や医療機関の基本情報をすべての人が迅速・的確に入手できるネットワークシステムの充実に努めます。

インフォームドコンセントの徹底等、患者サービスの向上に向けた病院等での取

組みを推進します。(3 - (1) - アの再掲)

災害時における安全確保を図るため、情報伝達体制の整備を促進します。また、災害時の災害情報を適時に入手できるよう、障がいに応じた災害情報提供手段の整備を促進します。

原子力災害等に関する情報を平常時から分かりやすい表現で周知し、災害発生時にも迅速かつ的確に情報を提供します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
46	ホームページ作成ガイドラインの達成度	93.9%	99%
47	県で発行しているメールマガジンの登録者数	3,903件	モニタリング指標

7 情報のユニバーサルデザイン

(2) 情報化対応

ア 利用しやすい環境づくり

ブロードバンド環境の整備を促進します。

イ 利用を支える人材の育成

児童生徒のメディアリテラシーを養成するため、教員一人ひとりのIT活用能力を高めるよう努めます。

障がい特性に応じたコミュニケーション支援のため、手話通訳者・奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成を促進します。

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
48	パソコンボランティアの登録者数	84人	140人
49	光ファイバによるブロードバンド世帯カバー率	61.7%	91.2%
50	コンピュータで指導できる教員数	73.2%	100%
51	手話通訳者、要約筆記奉仕員登録者数	99人	246人